

純国産絹マーク管理規程等の改正について

「純国産絹マーク」については、平成21年から認証制度を行っていますが、より「純国産絹マーク」を使いやすくするために、規程等の改正を行います。

施行は2022年(令和4年)4月1日からとします。

主な改正点

1. 純国産絹マーク管理規程

①表示対象の緩和（第3条(2)）

従前、実質、提携グループ代表者を申請資格者としていましたが、今回から生産履歴が明確な国産の繭から繰糸した生糸の特徴又は希少性を活かした製品の開発・生産に取り組む者を申請資格者とする旨、適用範囲の拡大を行います。

②シール等の交付の有料化（第9条）

無償交付であったシール、タグについて、申請者にも応分の負担をお願いしたく、有償交付に変更いたします。

2. 純国産絹マーク運用基準

管理規程等の改定に合わせ、書式等の記載の統一化を行いました。

3. 純国産絹マークシール等の交付の有料化に伴う実費額を設定しました。

また、帯及び帯留に適用されている特例事項については、部材の範囲、価値、機能性を高める素材を組み入れたものへの規程改正を、継続、検討しています。

詳細は下記のページをご覧ください。（改正部分は、**赤色**で記載しております。）



1. 純国産絹マーク管理規定



2. 純国産絹マーク運用基準



3. 純国産絹マークシール等の交付について



4. 純国産絹マーク管理規定の解釈運用について

純国産絹マーク管理規程

平成20年3月28日付け19絹業発第135号

改正 平成21年9月9日

改正 平成24年12月1日

改正 平成26年4月1日

改正 令和4年4月1日

一般財団法人大日本蚕糸会

(目的)

第1条 この規程は、国産の繭から繰糸した生糸等を用いて国内で製織、染織、加工及び縫製された純国産絹製品の識別を容易にするための純国産絹マークにつき、その管理を適正に行うことを目的とする。

(純国産絹マークの図柄及び使用形態)

第2条 純国産絹マーク（以下「マーク」という。）の図柄及び使用形態は次のとおりとする。

[マークの図柄]



注：①マークの色は、地色を白とし、図柄はプロセスカラーの赤（M90%+Y100%+BK5%）、日本の絹の字体は黒（墨100%）、純国産の字体及び左右の縦線は金色の箔とする。

②使用者はマークのデザインや縦横の比率を変えることはできない。

③（生産履歴を表示）と書かれている欄にその純国産絹製品に関する具体的な生産履歴を記載する。

2 マークは、シール及びタグ（以下「シール等」という。サイズは、大：35mm×60mm、小：25mm×43mmとする。）に表示して使用するものとする。

(マークの表示の対象)

第3条 マークの表示対象は、次の要件を満たす絹製品とする。

(1) 国産の繭から繰糸した生糸（紬糸等を含む。）（以下これらを総称して「生糸」という。）を用いて、

①国内で製織された白生地及び国内で染織された和装品（きもの（反物及び仮絵羽）、帯のほか一般財団法人大日本蚕糸会（以下「蚕糸会」という。）が認めた和装小物）

②国内で染織（製編）、染色・加工及び縫製された洋装品（アパレル製品及び服飾品）又は

③国内で染織（製編）、染色・加工及び縫製された寝具寝装品で蚕糸会が認めたもの

(2) 蚕糸業（養蚕農家、製糸業者、生糸流通業者等）と絹業（織物業者、流通業者等）の提携によって開発されたなど、生産履歴が明確な製品で国産の繭又は生糸の特徴又は希少性が活かされていること

(商標権)

第4条 マークに関する商標権は蚕糸会が所有する。

(付加表示)

第5条 第2条の図柄によるマークの表示とは別に、織物素材や織物の特性、染織等の加工の種類、デザインの特性等の情報を表示することができる。

(マークのポスター等への使用)

第6条 マークは、純国産絹製品のPRのために作られるポスター、チラシ、パンフレット等の資材に使用することができる。

(使用許諾契約書の締結)

第7条 マークの使用の許諾を受けようとする者は、蚕糸会に純国産絹マーク使用許諾申請書を提出しなければならない。

2 蚕糸会は、第三者をもって構成する審査委員会を設置して、審査を行い、使用の許諾を許可する場合は契約を締結するものとする。

3 蚕糸会は、第2項の許諾者に対し、表示者登録番号及びマークの清刷を交付する。

4 マークの許諾期間は、使用許諾契約日から3年間とする。

ただし、許諾期間満了日の10日前までに、甲乙いずれからも契約解除の意思表示がない場合には、本契約は同一条件をもってさらに1年間継続するものとし、それ以降も同様とする。

(マークの使用料)

第8条 マークの使用料は、無料とする。

(シール等の交付)

第9条 蚕糸会は、シール等を実費で申請者に交付するものとする。その金額については、交付枚数により、「純国産絹マークシール等の交付について」に定めるものとする。

(商品の品質管理)

第10条 マークの使用許諾を受けた者は、マークの信用維持のため、製品の品質管理を厳重に行い、常に製品の品質の維持向上に努めるものとする。

(マークの適正使用の確保)

第11条 蚕糸会は、マークの使用がこの規程に反していると認められる場合は、許諾の取消しを行うものとする。

2 蚕糸会は、この規程に定めるもののほか、マークの適正な使用に関し、別途定めることができる。

(マーク類似デザイン等の使用監視)

第12条 蚕糸会は、マークを付したシール等の偽造又はマークに類似したデザインの使用が行われないう、監視活動を行うものとする。

純国産絹マーク運用基準

平成20年3月28日付け19絹業発第135号

改正 平成21年9月9日

改正 平成24年12月1日

改正 平成26年4月1日

改正 令和4年4月1日

一般財団法人大日本蚕糸会

純国産絹マーク使用許諾の手続きは、純国産絹マーク管理規程並びに帯及び帯締に係る純国産絹マーク特例管理規程（以下「特例管理規程」という。）に定めるほか、この運用基準によることとする。

1. マークの使用申請の手続き

(1) 純国産絹マーク（以下「マーク」という。）の使用申請

マークの使用を希望する者は、純国産絹マーク使用許諾が必要となるので、下記の申請先に申請する。

（申請先）所在地 〒100-0006

東京都千代田区有楽町1-9-4 蚕糸会館6F

名称 一般財団法人大日本蚕糸会

電話 03-3214-3500 FAX 03-3214-3511

(2) 純国産絹マーク使用許諾申請資格者

蚕糸業（養蚕農家・製糸業者）と織物業者・流通業者等が提携によって開発されたなど、生産履歴が明確な国産の繭から繰糸した生糸（紬糸等を含む。）（以下これらを総称して「生糸」という。）の特徴又は希少性を活かした製品の開発・生産に取り組む者とする。

(3) 純国産絹マーク使用許諾申請書の提出

マークの使用の許諾を受けようとする者は、別紙様式1により次の事項等を記載した純国産絹マーク使用許諾申請書を蚕糸会に提出する。

なお、蚕糸会は、純国産絹マーク使用許諾申請書を受けたときは、その審査に当たり、関係試験研究機関、織物産地組合その他の学識経験者等に意見を聴することができる。

ア 製品の種類

製品の種類を記入する。

和装品 白生地、反物、帯、裏絹、和装小物等

洋装品 スーツ、セーター、ブラウス等

寝具寝装品 ふとん、ふとんカバー、敷布、タオルケット、毛布、寝衣等

イ 生産履歴

製品には生産履歴を表示することとし、履歴内容を次の記入例を参考として記入する。

※製品名：(許諾される製品名) ※必須事項

蚕品種：○○○

※繭生産：JA○○または○○県○○○管内養蚕農家

※製糸：○○○

※製織：(株) ○○○

：：
：：

染色・加工 (株) ○○○

ウ 製品開発企画書の添付

純国産絹マーク使用許諾申請書の添付資料として、製品生産計画及び製品毎の生糸使用見込数量とともに、開発した製品の特徴、セールスポイント等を記載した製品開発企画書(別紙様式2)及び生産・販売計画(別紙様式3)を提出することとする。

なお、特例管理規定に該当する場合は、絹以外の部材の種類(使用する部材等の名称)、使用割合等を製品開発企画書(別紙様式2)に記載し、提出することとする。

2. 許諾の手続き

(1) マークの使用許諾契約書の締結

ア 蚕糸会は、申請書、製品開発企画書等を基に審査し、適当と認められる場合は、申請者に別紙様式4の純国産絹マーク使用許諾契約書の案を2通送付する。

イ 申請者は、純国産絹マーク使用許諾契約書及び純国産絹マーク運用基準の記載事項を確認の上、2通とも署名捺印して、蚕糸会に送付する。

ウ 蚕糸会は、純国産絹マーク使用許諾契約書2通に捺印し、そのうち1通を申請者に返送する。

(2) シール等交付申請書の提出

マークの使用が許諾された者は、速やかに純国産マークのシール等交付申請書(別紙様式5)を事務局に提出しなければならない。

なお、シール等の交付は、「純国産絹マークシールの交付について」に定める手続きによるものとする。

(3) マークのポスター等への使用

マークは、ポスター、チラシ等のPR資材に印刷して使用する場合には、前もって、そのデザイン見本を蚕糸会に提出し、了解を得ることとする。

3. 付加表示

生産履歴とは別に織物の素材や織物の特性、染色等の加工の種類、デザイン特性等をタグの裏面等に併せて表示する場合には、前もって、その内容、表示の方法等を蚕糸会に提出し、了解を得ることとする。

4. マークの使用管理

(1) マークの使用を許諾された者は、マークの管理のため、マーク添付商品の出荷数量等マークの使用状況等を記帳し、蚕糸会より要請があった場合は使用状況を報告しなければならない。

(2) マークの使用を許諾された者は、マークに類似しているデザインを使用している物件を発見したときは、直ちに蚕糸会に通報するものとする。

(別紙様式1)

純国産絹マーク使用許諾申請書
〔(西暦) - 第〇次〕

(西暦) 年 月 日

一般財団法人大日本蚕糸会
会 頭 〇〇 〇〇 殿

申請者
所在地 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇〇-0-0
企業名 株式会社〇〇〇〇
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 印
電話番号 000-000-0000
表示者登録番号 000 ←新規未記入

製造販売する下記の製品に純国産絹マークのシール等を添付したいので、純国産絹マーク管理規程第7条第1項の規定により、純国産絹マーク使用許諾契約の締結を申請します。

(純国産絹マーク特例管理規程による申請のとき)

申請者が製造販売する下記の製品に純国産絹マークのシール等を添付したいので、純国産絹マーク管理規程第7条第1項の規定並びに純国産絹マーク特例管理規程により、純国産絹マーク使用許諾契約の締結を申請します。

記

1. 製品名及び生産数量

単位 ; 反、本、着、枚、足、双

製品名	年間生産見込み数量	マーク添付見込み数量	備考
		枚	
		枚	
合計		枚	

記入上の注意

- (1) 製品名欄には、後染反物（振袖、訪問着、色無地等）、先染反物（結城紬、大島紬等）、帯、和装小物、裏絹、スーツ、ブラウス、セーター、コート、ネクタイなど製品の一般名称を記入して下さい。
- (2) 備考欄には、次の事項を記入して下さい。（別紙に記入しても可）
 - ① 反物は、製品の名称（振袖、訪問着、色無地、結城紬、大島紬等）及び製品の特徴
 - ② 洋装品は、商品名（ブランド名）、布帛・ニットの別及び製品の特徴
 - ③ 寝具寝装品は、製品の名称（ふとん、ふとんカバー、敷布、タオルケット、毛布、寝衣等）及び製品の特徴

2. シール、タグにおける生産履歴の表示内容（シール、タグ（大、小）の別）

注 規程運用1.（3）イ参照

3. 連携企業名（企業名は正式名称で記入すること）

制作企画	所在地	〒000-0000	〇〇県〇〇市〇〇0-0-0
	企業名	株式会社〇〇〇〇	
	代表者名	代表取締役 〇〇 〇〇	
	電話番号	000-000-0000	
繭生産	所在地	〒000-0000	〇〇県〇〇市〇〇町 0-0-0
	企業名	〇〇農業協同組合	
	代表者名	代表理事組合長 〇〇 〇〇	
	電話番号	00-0000-0000	
製糸	所在地	〒	
	企業名		
	代表者名		
	電話番号		
〇〇・〇〇	所在地	〒	
	企業名		
	代表者名		
	電話番号		

4. 製品の特徴

（製品に国産の繭又は生糸の特徴又は希少性をどのように活かしているか具体的に記入）

5. ポスター等宣伝資材用にマークを使用する場合は、資材名を記入すること。

資材名

（資材名には、チラシ、パンフレット、ポスター、名刺、梱包用資材等純国産絹マークを印刷する 具体的な資材名を記入）

6. 担当者名

申請企業名

担当者名（役職名）	住 所	TEL・FAX	E-mail
	〒		
（製作企画企業）	〒		

注 制作企画企業がある場合は、併記して記載してください。

7. 添付資料

(1) 申請者の印鑑証明書及び現在事項全部証明書

(ただし、蚕糸会が承認した蚕糸・絹業提携グループの代表者については省略することができます。なお、会社の事業内容を紹介した要覧、パンフレット等があれば提出してください。)

(2) 製品開発企画書 (別紙様式2)

(3) 生産・販売計画 (別紙様式3)

(4) 純国産絹マークのシール等交付申請書 (別紙様式5)

(5) 商品見本 (無い場合はイメージ図)

(6) その他蚕糸会が必要と認める書類

注 5. の資材利用にあたっては運用基準2.(2)に基づくデザイン見本を提出してください。

(別紙様式2)

製品開発企画書

1. 製品名 後染反物、先染反物、白生地、帯、和装小物、裏絹、スーツ、ブラウス、ネクタイ等
製品の一般名称

2. 商品名 オリジナルブランドとして商品名がある場合は記入して下さい。

3. 製品の特徴、セールスポイント等を記入

純国産絹マーク特例管理規程に該当する場合は、絹以外の繊維の種類（使用する金糸、銀糸等、**部材**の名称）、使用割合及び仕入先並びに帯又は帯締の**場合は**卸売価格を**製品**の種類ごとに別添様式に記入し添付すること。

4. 生産計画

単位；反、本、着、枚、足、双

製品名	年間生産見込数量	生糸使用見込数量 (kg)
		kg
合 計		kg

5. 生産工程

履歴表示項目	素材等の特徴とその反映方法等
繭	蚕品種 ○○×○○ 繭生産年・蚕期 (西暦) 年○○・○○蚕 繭生産地 県、市町村、地域名、JA名 繭使用数量 00.0kg のうち 00.0kg 使用 糸歩 00.0% その他特記事項があれば記入する。
製 糸	製糸会社名 繰糸方法 自動繰糸機、座繰等、生糸名称 普通生糸、特殊生糸＝太織度低張力糸、無撚シルク等 ○○中 00.0kg のうち 00.0kg 使用
紬 糸	紬糸生産者名、手紬又は機械紬の別
撚 糸	撚糸会社名 撚糸方法
製 織	製織会社名 織物区分 羽二重、縮緬、縹子、紋織、紬等 織物組織 製織方法 機械の種類 ジャガード、ドビー等 高機、地織機等
製 編	製編区分 緯、経、編物組織
染色加工 (後 染)	染色会社名 製品開発企画に合わせた染色方法等 染色方法 手描、型染等 特殊加工の場合はその名称
染 織 (先 染)	染色会社名 製品開発企画に合わせた染織方法等 染色方法、製織方法 機械の種類、高機、地織機等
その他	数量の追加など、過去の枝番号○○を記入する。 特記事項があれば記入する。

6. 販売計画

流通経路（直売、問屋経由等を記入） ○○

販売方法（専門店、デパート、地域限定等） ○○○○（株） 経由○○○店

7. 製品見本の提出 無い場合はイメージ図

注 製品ごとに企画書を別様にしてください。

(別紙様式3)

製品名：

生産・販売計画

[(西暦) - 第○次]

(西暦)年 月 日

所在地 〒000-0000 ○○県○○市○○0-00-00

企業名 株式会社○○○○

代表者名 代表取締役 ○○ ○○ 印

年 月	工 程	企業名
(西暦)年 月	繭生産	J A○○
(西暦)年 月	製糸	○○製糸(株)
(西暦)年 月	撚糸	○○工場
(西暦)年 月	製織	(株)○○
(西暦)年 月	染色加工(後染)	○○○○
(西暦)年 月	販売	(株)○○○○

(別紙様式4)

純国産絹マーク使用許諾契約書

一般財団法人大日本蚕糸会会頭 ○○ ○○ (以下「甲」という。) と
○○ ○○ (以下「乙」という。) は、
次の条項により純国産絹マーク使用に関する契約を締結する。

第1条 本契約による純国産絹マークとは、一般財団法人大日本蚕糸会が、国産の繭から繰糸した生糸（紬糸等を含む。）を用いて日本で染織された純国産絹製品につき消費者の識別を容易にすることを目的として制定した純国産絹マーク管理規程（以下「管理規程」という。）第2条に定めるマーク並びに純国産絹マーク特例管理規程第1条の別記に定めるマークをいう。

第2条 甲は、乙が純国産絹マーク運用基準（平成20年3月28日付け19絹業発第135号）（以下「運用基準」という。）に定めるところに従い、(西暦) 年 月 日付けの乙の使用申請に係る純国産絹製品の表示に純国産絹マークを使用することを許可する。

第3条 乙は、純国産絹マークの使用に当たっては、管理規程及び運用基準に定められた事項を遵守するものとする。

第4条 甲は、乙がこの契約条項及び第3条に違反したときは、契約を解除する。
2 乙は、契約解除された後、ただちに原状回復を行うものとし、その具体的方法については、乙は甲の指示に従うものとする。

第5条 乙は、マークに類似しているデザインを使用している物件を発見したときは、直ちに甲に通報するものとする。

第6条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には甲乙協議の上解決するものとする。

この契約を証するための本契約書2通を作成し、各1通を甲、乙それぞれが保有するものとする。

(西暦) 年 月 日

甲 東京都千代田区有楽町一丁目9番4号
一般財団法人大日本蚕糸会
会 頭 ○○ ○○ 印

乙 ○○県○○市○○0-00-00
株式会社○○○○
代表取締役 ○○ ○○ 印

表示者登録番号 000

(別紙様式5)

純国産絹マークのシール等交付申請書
[(西暦) - 第〇次]

(西暦) 年 月 日

一般財団法人大日本蚕糸会
会 頭 〇〇 〇〇 殿

申請者
所在地 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇〇-0-0
企業名 株式会社〇〇〇〇
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 印
電話番号 000-000-0000
表示者登録番号 000 ←新規未記入

純国産絹マーク管理規程第9条の規定により、下記のシール等を交付されたく申請します。

記

1. 枝番号 _____
(生産履歴の表示内容 (注) 枝番号がない場合は生産履歴のみ記入してください。)

.....
.....
.....

2. 交付申請数

シール 枚 (大、小)
タグ 枚 (大、小)

計 枚

(添付製品内訳)

添付製品名	シール (枚)	大・小	タグ (枚)	大・小
合 計				

注 枝番号 (生産履歴の表示内容) ごとに申請書を別様にしてください。

純国産絹マークシール等の交付について

令3蚕第162号
令和4年4月1日
一般財団法人大日本蚕糸会

純国産絹マーク管理規程第9条に定めるシール等の交付金額は、以下のとおりとする。

1. シール等の金額

シール等の交付金額は、作成枚数に応じ、以下の金額とする。なお、分割印刷の場合は、その作成時の枚数を基本し、この単価には、消費税等を含むものとする。

- (1) シール ①1～10枚は、330円、②11～100枚は、単価33円に10枚超の枚数を乗じた額、③101枚以上は、単価22円に100枚超を乗じた額の合計額とする。
- (2) タグ ①1～10枚は、550円、②11～100枚は、単価55円に10枚超の枚数を乗じた額、③101枚以上は、単価33円に100枚超を乗じた額の合計額とする。

2. 徴収方法

蚕糸会は、審査終了後、純国産絹マークのシール等交付申請書に基づき、上記の単価に発行枚数を乗じて得た金額の請求書を申請者に送付するものとし、支払方法は、現金又は銀行振込み（振込手数料は申請者負担）によるものとする。

3. シール等の発送

シール等の発送について、印刷納品、入金確認後、速やかに発送するものとし、送料は、蚕糸会が負担する。

なお、発送に際しては、記録等の残る方法で発送するものとする。

4. シール等の返却

生産計画等の変更によりシール等が不要となった場合は、シール等を速やかに蚕糸会に返却するものとする。その場合は、すでに支払った交付金額は、返却しない。

5. その他

シール等について、申請者側の校正ミス等で再度、印刷する場合は、印刷会社からの請求額を申請者に請求するものとする。

純国産絹マーク管理規程の解釈運用について

平成20年9月12日付け20絹業発第52号

改正 平成21年9月9日

改正 平成24年12月1日

改正 平成26年4月1日

改正 平成26年12月1日

改正 令和4年4月1日

一般財団法人大日本蚕糸会

- 1 家庭用品品質表示法に基づく「繊維製品品質表示規程」との整合性を図り、繊維製品品質表示規程第7条に規定する生糸以外の繊維の生糸全体に対する混用率が5パーセント以下のものは、規程第3条柱書きの「絹製品」と解するものとする。逆に、5パーセントを超えるものは、「絹製品」ではなく、純国産絹マークの表示の対象とはならない（純国産絹マーク特例管理規程の対象となる製品を除く。）。なお、繊維以外の素材の使用は、絹製品と認められる範囲内において認められるものとする。
- 2 絹製品の一部に国産生糸以外の生糸を使用する場合には、その使用割合の如何を問わず、当該生糸部分が規程第3条1項1号の「国産の繭から繰糸した生糸」には該当しないため、純国産絹マークの表示対象とはならない。
- 3 絹製品の一部又は全部の野蚕糸を使用する場合であっても、原料とする野蚕が国産であれば、純国産絹マークの表示の対象となる。
- 4 規程第3条1項1号の白生地には、きものの表地になる白生地の他にきものの裏地（胴裏、八掛、比翼地）、長襦袢地を含むものとする。
また、和装小物には、帯締、羽織紐、半衿、袱紗、風呂敷、禪等を含むものとする。
- 5 規程第3条1項2号の「服飾品」には、人が身に付けるストッキング、靴下、スカーフ、ショール、マフラー、サポーター、下着及び帽子等が含まれるものとする。
- 6 規程第3条1項3号の「寝具寝装品」には、ふとん、ふとんカバー、敷布、タオルケット、毛布、はんてん、枕カバー（100グラム以上）及び寝衣並びに寝具寝装品用等として消費者に販売される真綿が含まれるものとする。
- 7 生産履歴に蚕品種を明記する場合で複数の蚕品種の生糸を使用しているときは、使用した蚕品種名をすべて列記することとし、それぞれの蚕品種から繰糸した生糸の使用割合を当該蚕品種名の後に括弧書きで明示するものとする。
また、蚕品種ごとに繭生産者及び製糸業者名が異なる場合は、当該蚕品種ごとに列記するものとする。